5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kazuya Noguchi Director General of Shikoku Branch, West Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classification of the products to be procured : 2

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : 860 tons of Sodium Chloride for solid de-icing agent and 30 tons of Sodium Chloride for liquid de-icing agent for Ehime Operation Office

⑷　Delivery period : From the next day of the contract day through 31 March 2021

⑸　Delivery place : Ehime Operation Office, Shikoku Branch, West Nippon Expressway Company Limited, 804, Ido-machi, Matsuyama City and other 4 places

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are who shall :

①　not come under Article 6 of the administrative instruction of the Contractual Rules of the West Nippon Expressway Company Limited,

②　submit a copy of a tax payment certificate published within the past three months and formulated in either formats of 3, 3—2 or 3—3 prescribed by Article 9 of the Enforcement Regulations of the National Tax Act,

③　have proven to have actually sold, manufactured or delivered the sodium chloride concerned after April, 2005

④　have proven to have or borrow the storage warehouse of 170 tons or more of the sodium chloride above, located within a radius of 100km from the following operation office concerning each purchase, and to be able or plan to use the storage warehouse during a term of the contract. The operation office and the capacity of the storage warehouse of each purchase object are as follows.

Further, the case of providing Shikoku branch tube other than that described the operating routes that can be transported reliably

⑺　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 19 August 2020 (submitted by mail : 4 : 00 P.M. 19 August 2020)

⑻　Time-limit for tender : 4 : 00 P.M. 8 October 2020

⑼　Contact point for the notice : Megumi Suetsugu Assistant Manager, Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Shikoku Branch, West Nippon Expressway Company Limited, 4—1—3, Asahi-machi, Takamatsu City, Kagawa Prefecture 760—0065 Japan Tel.087—825—1886

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和２年７月29日

契約責任者

西日本高速道路株式会社　四国支社

支社長　野口　和也

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　37

○第11号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　2

⑵　購入件名及び予定数量（※）

香川高速道路事務所管内凍結防止剤購入

固形剤散布用塩　670ｔ

溶液散布用塩　110ｔ

※　数量は過年度実績に基づき算出した予定数量であり、契約数量を保証するものではない。

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　契約期間　契約締結日の翌日から令和３年３月31日まで

⑸　納入場所　西日本高速道路株式会社　四国支社　香川高速道路事務所　香川県善通寺市金蔵寺町480　管内他４箇所

⑹　入札方法

①　入札金額は、各項目の単位あたりの税抜単価に予定数量を乗じた価額の総価を記載すること。

②　消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた税抜き額を記載すること。なお、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入した金額）をもって契約金額とする。

2　競争参加資格

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　維持管理役務、物品・役務及び労働者派遣における取引停止事務処理要領（平成21年要領第150号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。

⑶　競争参加資格確認申請書の提出時に過去３ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３、その３の２、その３の３のいずれか））の写しを提出できる者であること。

⑷　平成17年度以降の塩化ナトリウムに係る販売実績、製造実績又は納入実績があることを証明した者であること。

⑸　香川高速道路事務所から半径100km以内の場所に位置する当社が指定する備蓄容量130ｔ以上の備蓄倉庫を保有又は借用（以下「保有等」という。）し、契約期間中当該備蓄倉庫を使用できること又は使用予定であることを証明した者であること。なお、四国支社管内以外に設ける場合は確実に運搬できる運行ルートを確保すること。

⑹　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　以下のいずれかの場合に該当する資本関係

Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

②　以下のいずれかの場合に該当する人的関係

Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

㈠　株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ｂ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ｃ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ｄ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

㈡　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

㈢　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

㈣　組合の理事

㈤　その他業務を執行する者であって、㈠から㈣までに掲げる者に準ずる者

Ⅱ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

Ⅲ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。